

学校施設開放利用団体 責任者様

令和8年1月吉日

柏市立南部中学校
教頭

令和8年度学校体育施設開放に係る利用申請等について

平素より大変お世話になっております。スポーツ課より委託業務として施設開放を行っておりますが、毎年数十件以上の施設開放にかかる問い合わせや新規参入の連絡が入っております。また、新規についても公平に参入できるよう通知がありました。

そこで、令和8年度より南部中学校体育施設開放について運用を変更しますので、お知らせします。

下記をご確認の上、施設を利用する場合は関係書類の提出をお願いします。

1 運用変更について

(1) 利用時間

第一部 17：15～19：00 (17：00 施設開放時間)

※17:00～18:00までは学校体育施設開放ではなく、目的外使用という形式での使用となります。

第二部 19：15～21：00 (19：00 施設開放時間)

(2) 利用場所について

①体育館 ②武道場

(3) 利用曜日の決定について

①現在施設開放利用団体から優先的に配置をします。

・現在使用曜日の1部もしくは2部のどちらかを選択してください。
優先的に配置します。

・曜日を変更したい場合は、他の団体が入っていなければ可能です。
学校に連絡をし、ご確認ください。

②第一部もしくは第二部の利用曜日を決定する。

③使用割り当てがないところに関しては、スポーツ課を通してインターネット上および学校ホームページにて募集（新規参入）をかけます。

2 諸注意

(1) 施設開放時間前に敷地内に入ることは、不審者対応や登下校の安全上の観点から、止めてください。

(2) 施設以外の貸出しはしておりませんので、なるべく公共の交通機関を使用していただくとともに、敷地内や近隣施設における駐車に関して、学校側では責任を負いません。

(3) 敷地内では学校のルールに従ってください。使用時間や施設の使い方等

使用上のルールが守られない場合には、注意喚起を行うとともに改善が見られない場合には、貸出しを中止します。

- (4) 学校部活動への貸出しは行いません。
- (5) 多くの団体が施設を利用できるようにします。
- (6) 学校行事等の際は、使用できないことがあります。
- (7) 責任者には施設の鍵と連絡用アプリ sigfy のアカウントをお渡します。

3 今後の流れ

- (1) 4の提出書類の提出 2月24日（火）まで
- (2) 学校からスポーツ課へ書類提出 2月27日（金）
- (3) 4月より令和8年度の使用開始
 - ・新規参入は、随時受け付けをし、スポーツ課許可後に使用可能です。

4 提出書類

- (1) 第1号様式 利用団体登録兼利用申請書
- (2) 第2号様式 利用団体登録兼利用許可証

※第一部を使用する際は使用時間 18:00～19:00 と記入ください。

17:00からの使用については、別書類を学校で作成し、証明書をお渡します。

- (3) 利用団体名簿

※様式は問いませんが、住所及び氏名を記載したもの市内在住、在学、在勤者が分かれる形で記載してください。

- (4) 施設等使用簿

※ （毎月提出。今回提出の必要はありません）

郵送しました紙媒体様式のデータは、

柏市ホームページ→文化・スポーツ・観光→スポーツ施設→学校の体育施設開放のページの下の方 もしくは 学校ホームページにデータがあります。

5 提出期限

令和8年2月24日（火）まで

6 提出先・問い合わせ先

〒277-0054

柏市南増尾6-16-1 柏市立南部中学校

教頭 宛て

メールアドレス nanbu-j@kashiwa.ed.jp

学校電話番号 04-7173-7943

提出方法は、「学校に持参していただく」「郵送」「メール」でお願いします。メールアドレスを記入していただけますと、今後の連絡が大変助かります。